

香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 1 日

訓令第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、香美市補助金の交付に関する規則(平成 18 年香美市規則第 48 号。)第 18 条の規定に基づき、浄化槽設置整備事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この訓令は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、市が交付する浄化槽設置整備事業に係る補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 対象家屋 専用住宅・店舗等の併用住宅又は前記の住宅の生活排水に相当する汚水を排出する家屋で市長が認めるもの

2 前項によるもののほか、この訓令における用語の定義は、浄化槽法及び関係法令の規定による。

(補助金の交付)

第 4 条 市公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域以外の区域で、市の区域の全域において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 浄化槽法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合するもの
- (2) 浄化槽の機能は、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上で、放流水の BOD₂₀mg/1(日間平均値)以下の性能を有するものであって、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)が適用される浄化槽(処理対象人員 10 人槽以下)にあっては、同指針に適合し、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき登録されたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 対象家屋を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 浄化槽法に違反した行為があつて 2 年を経過しない者、同法上の権限を有する行政官

から補助対象としないよう要請があった者

- (4) 建売住宅・モデルハウス等営業用建築物を設置する者
- (5) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が2分の1未満のものを設置する者
- (6) 市税・県税の滞納がある者
- (7) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの

ア 他の市町村からの転入又は同一市町村の下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合

イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合 3 補助対象経費は、第1項の浄化槽(付帯設備含む。)の設置工事費に要する費用とする。(以下「補助対象経費」という。)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽工事請負契約書の写し
- (7) 対象家屋を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し(昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、国土交通大臣及び厚生労働大臣の指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」の終了証書の写し)
- (9) その他市長が必要と認める書類(特に、集合合併処理浄化槽にあっては、事前に指示を受けること。)

2 市長は、予算の円滑かつ計画的な執行を図る観点から、前項の申請書の提出について調整するため、当該年度の所定の時期までに補助金交付予約申込書(様式第1号)を提出させ

ることができる。

(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請の内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は12月20日のいずれか早い日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、当該補助事業の属する年度に7年を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1箇月以内)又は当該年度3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士(昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、厚生大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。)を明らかにする書類を添付すること。)(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類を添付すること。)

(2) 浄化槽法定検査依頼書(市において受付印を押して写しをとった後、指定検査機関に送付する。)

(3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細及び支払金領収書の写し

(4) 次の浄化槽設置工事写真一式(衛浄第8号通知の別紙の1による。)

ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

イ 基礎工事費の状況を示す写真

ウ 据付工事の状況を示す写真

エ かさ上げの状況を示す写真

オ その他別に定める写真

(5) 平成元年 2 月 8 日付け衛浄第 8 号通知の別紙の別表チェックリスト(当該工事担当浄化槽設備士(昭和 62 年度以前の当該資格取得者にあつては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」を受講した者に限る。)が署名捺印し自ら工事の確認を行ったことを証するもの。)

(6) 浄化槽設置配管完了図

ア 浄化槽本体

イ 流入、放流管渠の配管及び弁の位置

ウ 敷地及び住宅の間取り図

(7) 生コンクリートの納品の写し

(8) その他市長が定める書類

(交付額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第 7 号)により、速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第 11 条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第 8 号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第 12 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認等)

第 14 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、あらかじめ指定した検査職員に命じ、補助対象浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認させるものとする。

2 補助対象者、当該工事を担当する浄化槽設備士等、検査職員から要請があつた者、前項の現場確認に立ち会わなければならない。

3 市長又は検査職員は、補助事業の適正な実施の観点から、補助対象者及び関係業者に対し、補助事業又は該当浄化槽の状況について、改善、報告等を求めることができる。

4 補助対象者及び関係業者は、前項の要求があつたときは、それに従わなければならない。

(譲渡等の届出)

第 15 条 補助対象者は、補助対象浄化槽を他の人に譲渡等をしたときは、その相手人に関

係書類の引継ぎ及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1箇月以内に市長に譲渡等届出書(様式第9号)を提出しなければならない。

2 前項の譲渡等を受けた者は、この訓令及び関係法令上の地位を継承するものとする。

3 第1項の譲渡等を受けた者は、厚生労働省関係浄化槽法施行規則第36条第3項の規定により、1箇月以内に所轄保健所長に浄化槽管理者変更報告書(高知県浄化槽事務取扱要領様式第9号)を提出しなければならない。

4 補助対象浄化槽を相続した者については、前3項を準用する。

(その他)

第16条 市長は、補助金交付目的の成就等の観点から、次のことを定めることができる。

(1) 補助対象浄化槽の浄化性能、耐久性等を確保するために、設置工事基準その他を別に定める。

(2) 浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定検査の状況等について、設置者から報告を求めることができる。

2 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第80—1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日訓令第18号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、改正前の香美市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づいて交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日訓令第11号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月13日訓令第30号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年2月14日訓令第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する

附 則(令和2年3月 日訓令第 号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する